

令和1年11月11日制定

NPOの役員変更マニュアル

㊤とっとり経営管理研究所
経営管理の辻元法務事務所

contents

1. 役員任期と代表権を定款で確認	4
2. 定期役員変更手続き	9
3. 臨時役員変更手続き	13
4. 通常総会の開催	18
5. 就任承諾書	19
6. 辞任届	20
7. 登記申請書	21
8. 登記用議事録	25
9. 原本還付	30
10. 担当局への届出	31

はじめに

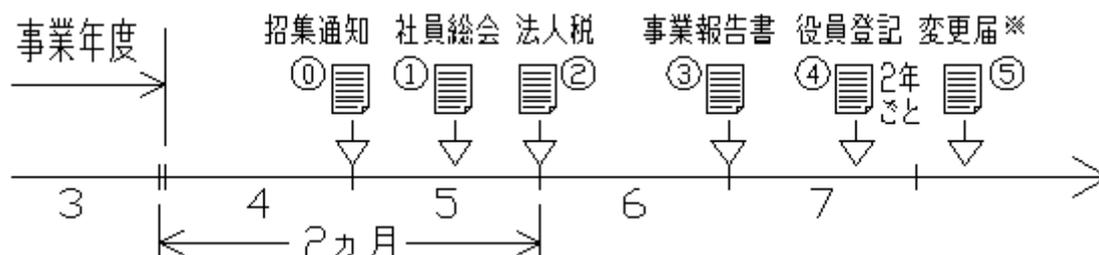
NPOには、非課税という大きなメリットがある反面、役所等への報告や届出が煩雑です。規模の大きいNPOでないと担当者の配置や外部専門家への依頼は困難と思われます。実際、適正に届出を何年にも渡って怠っているNPOも多いと聞きます。

NPOの事業年度終了後（一般には「決算」といいます。）の手続きは以下のようになっており、かなり煩雑です。

ここでは、2年おきの役員変更をなるべくスムーズに行われるようマニュアル化しました。

◆NPOの決算後の手続き

- ・ 2ヵ月以内に法人税の申告と納税 … ①
- ・ 2ヵ月以内に定期社員総会を開催 … ②
- ・ 3ヵ月以内に事業報告書を提出 …… ③
- ・ 2年ごとに役員変更登記を申請 …… ④
- ・ 2年ごとに役員変更届を申請 …… ⑤



① 法人税申告

法人税に関する法律で、決算から2ヵ月以内に税額を申告し、納付しなければなりません。県税および市税についても同様です。

② 定期社員総会

通常は定款で「年1回開催する」とされていますが、前記①のとおり、法人税申告のために総会で決算を承認する必要があるため、現実には2ヵ月以内に開催します。総会に先立ち「招集通知」を書面で知らせます。

通常は決算と事業報告を合わせて承認を諮るのですが、事業報告については、下記③の作成手間もあるので、同じモノを作っておけばよいかと思えます。

③ 事業報告書

NPOの情報公開の観点から、毎事業年度の活動をまとめて、事業年度の終了から3ヵ月以内に認証局（県）に提出しなければなりません。県はホームページで市民に一般公開します。この事業報告書は3年間未提出が続くと、県はNPO認証を取り消すこととなります。つまり強制解散を強いられます。

④ 役員変更登記

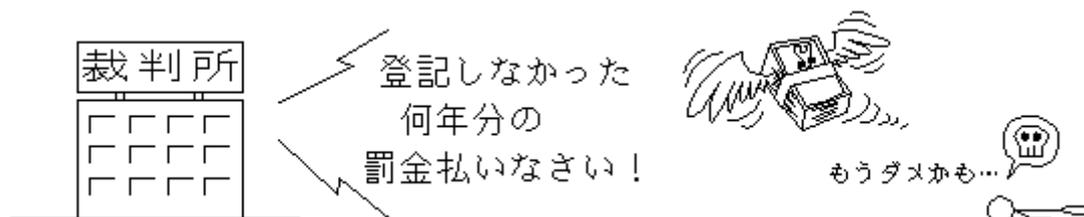
NPOの役員の任期は2年以内とされているので、2年ごとに法務局に変更登記を申請しなければなりません。一般には理事長のみを登記しますが、再任で変更がなくても登記は必須です。

⑤ 役員変更届

上記④後段のように、役員に変わりがなければ届出は不要なのですが、1人でも変更があれば認証局（県）に提出しなければなりません。

※ 上記④と異なり、全員が再任した場合は「役員に変更なし」という扱いで、届出は不要です。

役員の変更登記を怠った場合、裁判所から罰金命令が発せられます。その額は、怠った年数や人数に応じて異なりますが、経験上1~3万円のケースがありました。

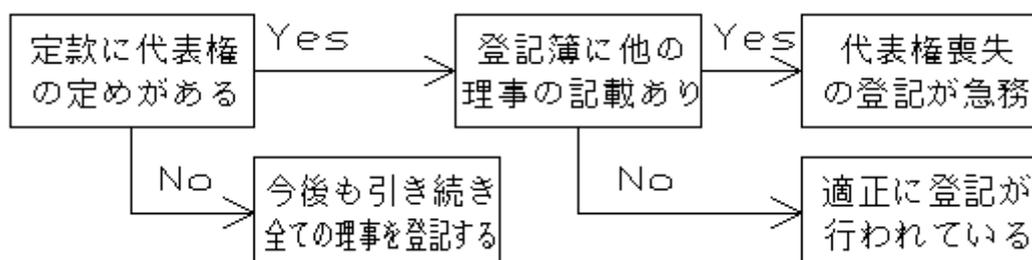


では、上記④と⑤の、役員変更登記と役員変更届について見ていきましょう。

1. 役員任期と代表権を定款で確認

(1) 理事の代表権

まず、理事の代表権を確認しましょう。平成24年4月の法改正で、以前は全理事を登記していたかなり大変でしたが、これ以後は代表権をもつ理事（いわゆる理事長）のみを登記することになったので、比較的簡単になりました。



ですが、法律どおり全理事が法人を代表するNPOも結構存続していますので、定款をよく確認しましょう。

【法律】理事の代表権

第16条 理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

代表権を集中させているNPOの定款は、内閣府のモデル定款から以下のように記載されており、特段意識なくても、こちらが一般的だと思います。

【定款】職務

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

代表権を集中させていないNPOの定款は、おそらく以下のように記載されており、「代表し…」の文言が削られています。

【定款】職務

第15条 理事長は、この法人の業務を総理する。

客観的に、理事長に代表権が集中していない、どの理事と交渉すればよいか不明な法人と取り引きできないし、小規模NPOの実態としても理事長のみ決裁権があるのが通常ですので、定款の変更を提案してもよいかもしれません。

また、これより先は、特段の注記がない限り、理事長に代表権が集中しているNPOに関して解説していきます。

(2) 役員の任期

役員の任期についての規定は、一般の株式会社等とニュアンスが異なるのがNPOの特徴です。各種団体において世間一般では総会までとされており、そこには何の不具合もありますが、NPOは原則2年、例外で総会まで伸ばすことができるに留まります。

これは、会社や社団法人等の管轄が法務省で、NPOは総務省であることから、法律の書き方が異なっていることからと考えられ、専門家の間でもNPOの独自ルールに途惑うことが多いのです。

【法律】 役員の任期

第24条 役員の任期は、2年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、定款で役員を社員総会で選任することとしている特定非営利活動法人にあっては、定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を延長することができる。

① 2年+伸長規定の場合

モデル定款でも、法律と同様に規定されていますので、多くのNPOが採用していますが、役員の就任日が問題となることが多く、改善の余地があります。

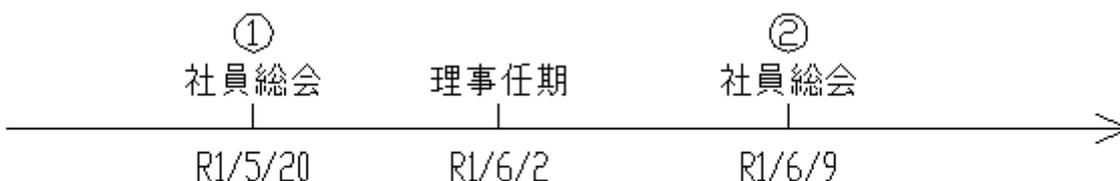
【定款】 任期等

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

◆ ケーススタディ [1]

任期6月2日、総会をその前後（5月20日か6月9日）に検討しているNPOの場合で見てみましょう。



※それぞれの場合、理事の任期満了日はいつでしょうか？

- ① 総会を任期満了日より前に開催 → 6月2日で満了（1項の2年ルール適用）
- ② 総会を任期満了日より後に開催 → 6月9日で満了（2項の伸長ルール適用）

② 2年規定のみの場合

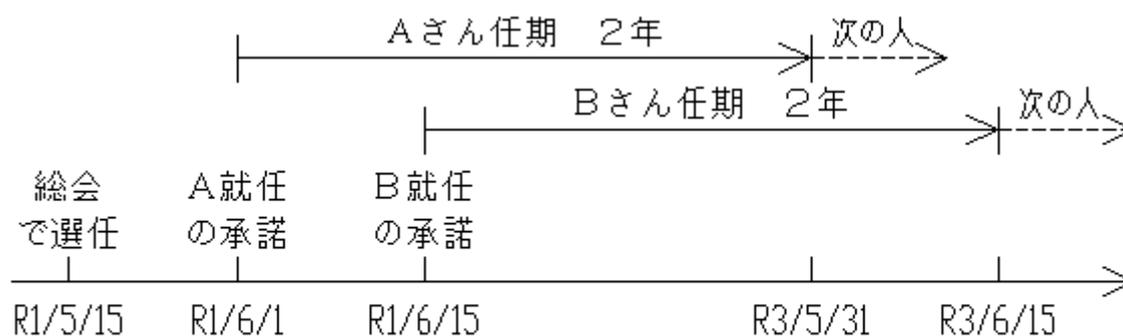
また、シンプルに2年規定のみで伸長規定のないNPOも意外と多いようで、定款も2項が削除されています。

【定款】任期等

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

この場合は、見かけのシンプルさと相反して、任期満了日に悩まされることになります。就任日は、就任を承諾した日（就任が可能になった日）になり、日付け等を意図的に合わさない限り、各人バラバラの任期になってしまいます。

※ 原則は民法140条で初日不算入（4/1→4/2~4/1）らしいですが、世間一般の初日算入（4/1→4/1~3/31）のどちらでも法務局は受理してくれるようです。



※キリよくしたくば、就任承諾の日付を合わせてもらう必要がある！

③ 世間一般に合わせてみる

主観的には、世間一般の会社のように、“総会から総会まで”としたほうが運用しやすいと考えられます。

【提案】

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

そうしたければ、上のようしておくことで、会社と同じ感覚で運用できます。それにしても難解な書き方になってしまいます。法律的に短縮ができるかはアヤシイのですが、神戸市のマニュアルではOKらしく、鳥取県の当局（東部振興課）でもOKとされました。おそらくさほど重要なことではないと判断されたものと思われま



※ 任期が明確になる！

④ 何年も改選していないNPO

ところで、NPOの中には、総会も開催せず、当然改選も行われずに10数年経過している法人も多いと聞きます。これは登記簿を見ればすぐに分かるのですが、この場合はどうやって正しき方向に戻す（是正する）ことができるのでしょうか。

もう一度前ページの定款16条2項を見ると、なんとなく社員総会が開催されない限り無限に伸長されそうにも読めますが、「その任期が4年以上となることはない」という解釈であるようです。

簡単にいうと、「2年おきの改選総会をすっ飛ばせるのは1回だけ」ということでしょう。

※ 4年で任期が切れても、民法654条の「急迫した場合」には、世話をしなければならぬ（善処義務）らしいです。

(3) 社員総会の開催時期

では、役員任期を適切に管理するために、総会は良きタイミングで開催する必要がありますが、法律とモデル定款等では「年1回」しか規定されていません。これでは読んだ人がいつ開催すればよいか分からないし、実際に開催もされずに何年も役員変更を怠っているNPOも多いと聞きます。

【法律】通常社員総会

第14条の2 理事は、少なくとも毎年一回、通常社員総会を開かなければならない。

【定款】開催

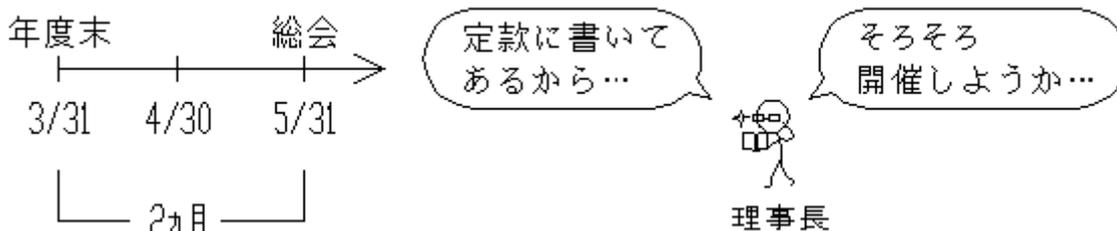
第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

ここは思い切って、会社のように開催時期を明確に規定したほうが運用しやすいと考えられます。ちなみに2ヵ月というのは、法人税の申告と納付の期限から定めていますが、詳しくは後項(18頁)で解説します。

【提案】

第24条 通常総会は、毎事業年度末日から2ヵ月以内に開催する。



2. 定期の役員変更手続き

NPOの定期の役員変更については、2年毎に行いますが、一般会社のように法務局への登記申請に加えて、NPO担当局への役員変更の届け出が必要です。どちらかという、担当局の方が厳格な書類を求められます。



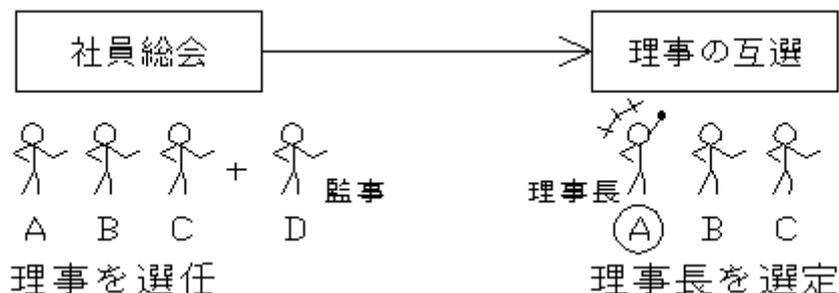
書類名	法務局	担当局
就任承諾書	理事長以外は不要。 議事録と兼ねることができる。 就任したことが分かればよい。 欠格要件の確認は不要。	全ての役員について必要。 議事録と兼ねることができない。 欠格事由に該当しない誓約書が必要。 住民票の写しの添付が必要。
議事録	控えがあれば原本の提出もできる。	なし

当初、この両方を平行して解説しようと、試行錯誤してきましたが、どうしても分かりにくくなってしまいますので、ここでは法務局と担当局の手続きを切り分けて進めることにしました。

いずれにしても、法務局での登記申請を優先することが必要ですので、この章では担当局の事項で必要があれば、※印で注記します。

さて、法務局への登記申請に絞ったことで、比較的スッキリと解説がしやすくなりましたが、NPOの役員登記は先に記載しましたとおり、理事長以外の役員は登記する必要がないので、以下は理事長に変更がある場合のみです。ちなみに理事長の再任も変更があったとして取り扱われます。

理事長を選定するフローは定款に記載されていますが、概ね下図のように、総会で一理事として承認され、理事の話し合いで理事の中から理事長を決めるという流れです。



◆一般的な定款より

(任期等)

第 16 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

◆一般的な定款より

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

では、定期の役員変更について、考えられるケースを見ていきましょう。

(1) 役員の重任

役員が任期満了と同時に再選され就任した場合を、登記実務上「重任」といいます。世間一般的には再任ですが、このマニュアルでは重任とします。

理事長も一理事であることが前提なので、まずは 1st ステップとして、一理事としての重任が必要です。

原則は就任承諾書 (19 頁参照) が必要ですが、登記上は、社員総会議事録に「各人席上で就任を承諾した」旨の記載があれば、NPO の登記では就任承諾書は不要となります。

◆法務局の記入例より

注 1 議事録が複数ページになる場合は各ページの綴り目に契印してください。契印は、議事録署名者のうち 1 名の契印で構いません。

注 2 社員総会の席上で被選任者が就任を承諾し、その旨の記載が議事録にある場合には、申請書に就任承諾書を添付する必要はありません。

(記入例は議長と議事録署名人の計 3 人しか押印がない)

※ 席上承諾 (または予め承諾) でないと重任特例になりませんので、印鑑証明書等の添付書類の省略のため、登記用議事録では席上での承諾とします。

※ 法人運営としては就任承諾書、担当局提出用に誓約書 (31 頁参照) が必要です。

(2) 理事長の重任

理事長については、上記(1)の社員総会で一理事の就任承諾をした後、理事互選の席上で代表就任を承諾し、その「理事の互選書」に代表印を押印するので、これも結果として就任承諾書は不要となります。

※ 法人運営としては就任承諾書を提出してもらったほうがよいでしょう。

(3) 任期満了の退任

任期満了による退任は、社員総会議事録で確認できますので、個々に特段用意してもらう書類はありませんが、後任が決まっていない場合は注意が必要で、下記(6)で解説します。

(4) 役員の新任

新たに理事に就任される方がいる場合、上記(1)と変わりありません。なお、その役員が理事長にならないのであれば登記は不要です。

(5) 理事長の新任

新たに理事長に就任される場合、その方の印鑑証明書は必須ですが、前の理事長の去就により他の理事全員の印鑑証明書が必要となる場合があります。

- ・前の理事長が理事に留任する場合 → 印鑑証明書は不要
- ・前の理事長が理事も退任する場合 → 全理事の印鑑証明書が必要

理事長については、上記(2)と同じく、社員総会で一理事の就任承諾をした後、理事互選の席上で代表就任を承諾し、その「理事の互選書」に代表印を押印するので、これも結果として就任承諾書は不要となります。

※ 法人運営としては就任承諾書を提出してもらったほうがよいでしょう。

※ その他、代表印の登録情報を書き換える手続き（23 ㊤参照）も必要です。

(6) 後任が見つからない場合

役員が任期満了によって退任した結果、法定最小の3人を欠くことになる場合、これらの者は、定款 16 条 4 項（10 ㊤参照）により、後任者が就任するまでしばらくの間は留任します。この留任者が理事長の場合については、後任者が就任するまでは退任の登記をすることはできません。

(7) 登記の添付書類

一般のNPOでは、代表権を持つ理事長のみ登記します。理事長の就任に関する変更登記に必要な添付書類には以下のとおりで、理事長の交代以外は印鑑証明書は不要です。

◆属人的に必要な添付書類

書類／種別	理事長の重任	理事長の新任	理事長の退任	他の理事
印鑑証明書	—	○	—	上記(5)
就任承諾書	△	△	—	—

(○：必須、△：互選書援用)

◆その他法人としての必要書類

- ① 社員総会議事録（役員就退任時）
- ② 理事の互選書（代表者選定時）
- ③ 定款
- ④ 登記申請書

※ 理事長の交代の場合、理事の互選で出席理事全員の印鑑証明書が必要となったり、条件付きで不要となったりするので、段取りよくしてください。

※ NPOの変更登記に定款の添付は必須のようです。NPOは理事長の選定方法が法定されていないため、法務局が個別に定款を見るためらしいです。

◆登記にかかる税金

NPOの変更登記は、登録免許税法により非課税となっていますので、収入印紙の貼付の必要はありません。

◆登記申請の期限

変更登記は変更が生じた時（総会開催日等）から2週間以内となっていますが、議事録の調整など2週間は非常に厳しいので、1ヵ月程度でOKです。

◆登記申請後の補正

登記申請後も、担当者の違いによって、補正や訂正を求められることがあります。慣れるまでは、「1回くらいは補正があるもの」と割り切っておいたほうがよいでしょう。法務局の登記相談（24 ☎参照）も活用してみましょう。

3. 臨時の役員変更手続き

期中において臨時の役員変更手続きは、登記上は理事長の辞任に伴う交代のみのケースとなります。

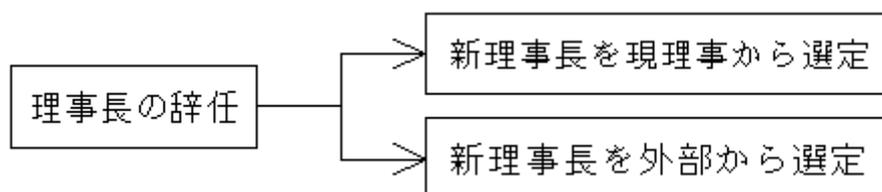
NPOの役員定数は定款13条で規定されていますが、その3分の1が欠ける場合でなければ、辞任届を受けとってそのまま構いません。ただし、辞任によって3名または3分の1を下回る場合は早期の補充が必要です。

(種別及び定数) 第13条 この法人に次の役員を置く。 (1) 理事 5人 (2) 監事 2人 (欠員補充) 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。
--

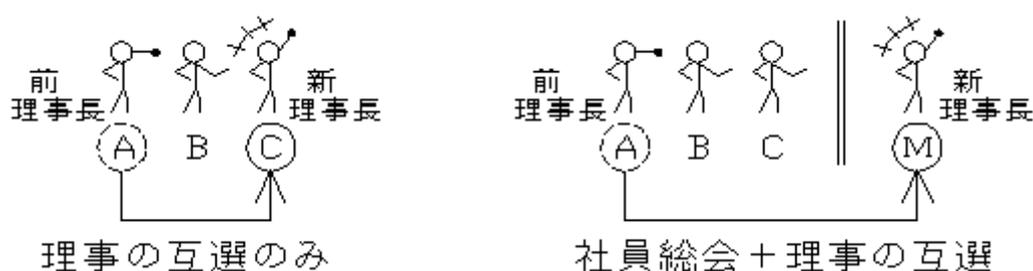
では、臨時の役員変更について、考えられるケースを見ていきましょう。

(1) 理事長の交代

理事長は理事であることが前提ですが、これを現理事の中から選定するのか、外部から選定するのかで異なります。



簡単にいうと、新たな理事長を現在の理事の中から選定するには、理事の互選のみでよいですが、外部から選定ではそれに先立ち、社員総会で理事承認を諮らなければならないということです。



① 新理事長を現理事から選定

理事長については、理事互選の席上で代表就任を承諾し、その「理事の互選書」に代表印を押印するので、これも結果として就任承諾書は不要となります。

※ 法人運営としては就任承諾書を提出してもらったほうがよいでしょう。

※ その他、代表印の登録情報を書き換える手続きも必要です。(00 ㊦)

② 新理事長を外部から選定

理事長も一理事であることが前提なので、まずは1st ステップとして、一理事としての就任が必要です。

理事長については、社員総会で一理事の就任承諾をした後、理事互選の席上で代表就任を承諾し、その「理事の互選書」に代表印を押印することで、就任承諾書は不要となります。

※ 一理事としては、社員総会議事録に「各人席上で就任を承諾した」旨の記載があれば、NPOの登記では就任承諾書は不要となります。

※ 法人運営としては就任承諾書を提出してもらったほうがよいでしょう。

※ その他、代表印の登録情報を書き換えるための手続き(23 ㊦参照)も必要です。

◆印鑑証明書について

新たに理事長に就任される方がいる場合、その方の印鑑証明書は必須ですが、前の理事長の去就により他の全理事の印鑑証明書が必要となる場合があります。

- ・前の理事長が理事に留任する場合 → 印鑑証明書は不要
- ・前の理事長が理事も退任する場合 → 全理事の印鑑証明書が必要

(2) その他役員の辞任

理事長以外の任期途中の退任は、登記の必要はありませんが、辞任届を提出してもらうことを推奨します。ただし、後任が決まっていない場合は注意が必要で、下記(5)で解説します。

(3) その他役員の増員・補欠就任

理事長以外の任期途中の退任に伴う補欠または増員は、登記の必要はありませんが、辞任届を提出してもらうことを推奨します。

※ 法人運営としては就任承諾書を提出してもらったほうがよいでしょう

※ 担当局提出用に就任承諾書（兼誓約書）は必要です。

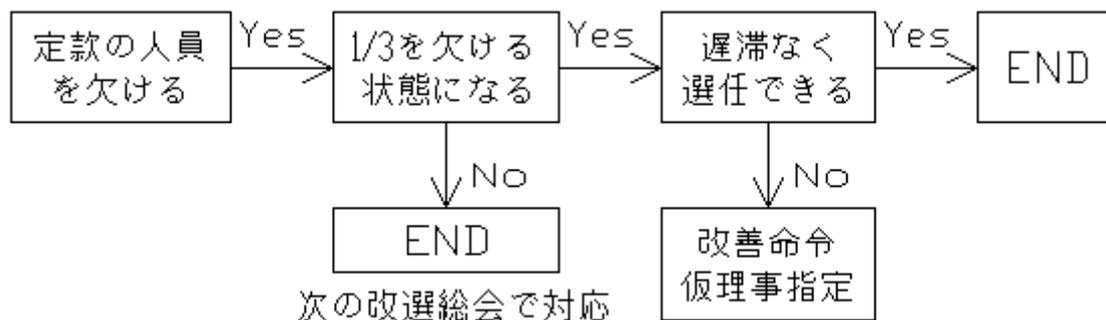
(4) 後任の任期

定款 16 条 3 項（10 参参照）で補欠の場合も増員の場合も、他の役員の任期に合わせてことになります。



(5) 後任が見つからない場合

役員が辞任して、その後任者が見つからない場合、どの程度の人員が欠けるかによって、処置が下図のように異なります。



① 法定人員を下回る場合

理事が辞任によって退任した結果、法律 15 条で定める 3 名を欠くことになる場合、法律 22 条（定款 17 条）のとおり、遅滞なく理事を補充しなければなりません。

- ※ 担当局に変更届は提出できますが、「早く補充してね」と告げられます。
- ※ 辞任者は定款 16 条 3 項（10 ㊤参照）で「後任が見つかるまで職務を行う」と規定されていますが、実際は民法 654 条で「緊急の場合」に限られるので、「それまで役員の仕事をしろ」というわけではありません。

② 定数の 3 分の 1 が欠けた場合

理事が辞任によって退任した結果、定款 17 条（13 ㊤参照）で定める定数の 3 分の 1 を欠くことになる場合、法律 22 条（定款 17 条）のとおり、遅滞なく理事を補充しなければなりません。

- ・ 定数 5 名の場合 ⇒ 1. 6 7 ≙ 1 名まで OK
- ・ 定数 4 名の場合 ⇒ 1. 3 3 ≙ 1 名まで OK
- ・ 定数 3 名の場合 ⇒ 1. 0 0 ≙ 1 名でも NG

- ※ 担当局に変更届は提出できますが、「早く補充してね」と告げられます。
- ※ 辞任者は定款 16 条 3 項（10 ㊤参照）で「後任が見つかるまで職務を行う」と規定されていますが、実際は民法 654 条で「緊急の場合」に限られるので、「それまで役員の仕事をしろ」というわけではありません。

③ 定数を下回る場合（上記②を除く）

理事が辞任によって退任しても、定款 17 条（13 ㊤参照）で定める定数の 3 分の 1 を欠くことにならない場合、何ら制限も受けないので、次回の改選期に当る社員総会で補充すればよいです。

- ※ 辞任者は定款 16 条 3 項（10 ㊤参照）で「後任が見つかるまで職務を行う」と規定されていますが、実際は民法 654 条で「緊急の場合」に限られるので、「それまで役員の仕事をしろ」というわけではありません。

④ その他親族制限に引っ掛かる場合

役員が辞任した結果、役員総数の 3 分の 1 ルールを下回る場合もありますが、直ちには違法とはならず、早めにもその状態を改善する必要があります。

【例】役員 6 人・親族 2 人で親族以外が辞任 ⇒ 1.6 人 < 2 人 でアウト！

(6) 登記の添付書類

理事長の辞任に関する変更登記に必要な添付書類は以下のとおりで、辞任届に代表印を押すことで個人の印鑑証明書は不要となります。なお、当然ながら後任者の就任と同時に登記申請する必要があります。

※ 辞任届はワープロ+代表印で構いません。「代表者しか持たない代表印を押しているのだから…」というロジックですが、代表印を誰でも押せる状態であれば「辞めるなんて言ってない！」とかのトラブル回避で、自書してもらってもよいでしょう。

◆属人的に必要な添付書類

書類\種別	退任の理事長	新任の理事長	他の理事
辞任届	○代表印	—	—
就任承諾書	—	△	—
印鑑証明書	—	○	上記(1)

(○：必須、△：互選書採用)

◆その他法人としての必要書類

- ① 社員総会議事録（役員就退任時）
- ② 理事の互選書（代表者選定時）
- ③ 辞任届
- ④ 印鑑証明書
- ⑤ 定款
- ⑥ 登記申請書

※ 理事長の交代の場合、理事の互選で出席理事全員の印鑑証明書が必要となったり、条件付きで不要となったりするので、段取りよくしてください。

※ NPOの変更登記に定款の添付は必須のようです。NPOは理事長の選定方法が法定されていないため、法務局が個別に定款を見て確認するためという説が納得いきます。

できれば、「今日限り」とか「今月末日をもって」とか、急な辞任は大変なので、「次の通常総会まで」にしてもらおうと、後任探しの猶予ができます。



4. 通常総会の開催

通常総会の開催時期については、定款 24 条には「毎事業年度 1 回」とありますが、法人税の申告を期末から 2 ヶ月以内にしなければならない旨の他の縛りがありますので、例年 5 月開催となります。



(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

※ 提案 (通常総会は、毎事業年度末日から 2 ヶ月以内に開催する。) ⇒ 8 ㄱ

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

◆ 申告書の提出期限の延長の特例

法人税法では、①「会計士の監査を受ける会社」、②「株主総会を期末から 3 ヶ月以内に開催すると決めている会社」については、申告書の提出期限を 1 ヶ月延長できるという特例が儲けられています。申告書の提出期限の延長は届出書を提出するだけで簡単ですが、申告期限は延長できても納付期限は延長できません。つまり、納付期限は決算日後 2 ヶ月以内のままですから、延長した申告期限に申告書を提出して税金を納めると、期限後の納付になり延滞税を支払うことになります。では、6 月に株主総会と申告書の提出を行っている 3 月決算の上場企業は、申告期限を延長するためにわざわざ延滞税を支払っているのかというと、それも違います。申告期限を延長した会社は、納付期限までに税金の見込額を納付することで、納付期限を守って延滞税を支払う必要がないようにしているのです。

◆ 株主総会の承認を得ていない決算書類に基づく確定申告の有効性

ある上場企業が 6 月の定時株主総会で、決算の報告をすることができない旨が報じられています。とすると、未だ「確定した決算」とならず、税務申告をすることができないのでは、という疑問が生じます。これについての裁判例として、「株主総会の承認を得ていない決算書類に基づく確定申告の有効性」(福岡高裁平成 19 年 6 月 19 日判決)があります。

「我が国の中小企業においては、株主総会の承認を得ることなく、代表者や会計担当者等の一部の者のみで決算が生まれ、これに基づいて申告がされているのが実情であり、このような実情の下では、株主総会の承認を確定申告の要件とすることは実体に即応しないというべきであるから、株主総会の承認を経ない決算書類に基づいて確定申告が行われたからといって、その申告が無効となると解するのは相当でない。したがって、決算がなされていない状態で概算に基づき確定申告がなされた場合、当該確定申告は無効にならざるを得ないが、当該会社が年度末において、総勘定元帳の各勘定の閉鎖後の残高を基に決算を行って決算書類を作成し、これに基づいて確定申告をした場合は、当該決算書類につき株主総会の承認が得られていなくても、当該確定申告は無効とならず有効と解すべきである。」

妥当な判断ですね。

5. 就任承諾書

これまで、就任承諾書は議事録や互選書の「席上承諾」を条件に、登記上は省略できると解説してきましたが、①法務局から求められたり、②会社保存用、③担当局提出用に記載の例を掲載しておきます。

(1) 理事または監事

就任承諾書は、法務局のホームページに次のような文例が載っています。あらゆるケースを想定しても、特段不具合が起こることはないと考えられますので、この文例で問題ないでしょう。

就任承諾書	
私は、令和 年 月 日開催の貴法人社員総会において、貴法人の理事（監事）に選任されたので、その就任を承諾します。	
令和 年 月 日	
(住所)	
(氏名)	㊤
特定非営利活動法人〇〇 御中	

※ 役員の任期は、就任承諾日を起算点としますので、日付欄の記載には注意する必要があるでしょう。(6 頁参照)

(2) 理事長

上記の文例を加工して、次のような文例で問題ないでしょう。なお、理事としての就任承諾書と合わせて2枚必要ということになります。

就任承諾書	
私は、令和 年 月 日の理事の互選において、貴法人の理事長に選任されたので、その就任を承諾します。	
令和 年 月 日	
(住所)	
(氏名)	㊤
特定非営利活動法人〇〇 御中	

6. 辞任届

辞任届は、法務局のホームページに次のような文例が載っています。民法の委任ルールを基とすると、意思表示をした時が辞任日となってしまう、後任者が決まるまで業務に支障が出るおそれがありますので、修正例(1)のように将来的効力の時限措置の文例も検討してください。

なお、役員の員数が確保されている場合は引継ぎ期間を考慮して、修正例(2)でも構いません。

辞 任 届	
私は、このたび一身上の都合により、貴法人の理事（または理事長）を辞任いたしたく、お届けいたします。 <u>※修正例参照</u>	
令和 年 月 日	
（住所）	
（氏名）	㊦
特定非営利活動法人〇〇 御中	

※ 修正例（参考）

※ 修正例(1)

私は、このたび一身上の都合により、本日以後最初に開催される社員総会終結をもちまして、貴法人の理事を辞任いたしたく、ここにお届けいたします。

※ 修正例(2)

私は、このたび一身上の都合により、令和2年3月31日をもちまして、貴法人の理事を辞任いたしたく、ここにお届けいたします。

※ 後任者が決まっていない場合の詳細は、別項(15頁)を参照してください。

7. 登記申請の例

(1) 定期改選（理事長の重任）

理事長が任期満了で、「次もやってよ」と再任する場合は、次のように記載します。なお、次項の登記用議事録でも記載しますが、「席上承諾」としてあります。

特定非営利活動法人変更登記申請書	
1. 会社法人等番号	2700-01-00****
フリガナ	マルマル
1. 商号	特定非営利活動法人〇〇
1. 本店	鳥取県鳥取市A町100番地8
1. 登記の事由	理事の変更
1. 登記すべき事項	「役員に関する事項」 「資格」理事※1 「住所」〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号※2 「氏名」〇〇〇〇 「原因年月日」令和〇年〇月〇日重任
1. 添付書類	
社員総会議事録※3	1通
理事の互選書※4	1通
定款※5	1通
<u>就任承諾書は理事の互選書の記載を援用する</u>	
上記のとおり登記の申請をします。	
令和**年**月**日	
申請人	鳥取県鳥取市A町100番地8 特定非営利活動法人〇〇
	鳥取県鳥取市B町200番地3 理事 ▲▲▲▲㊤
	連絡先の電話番号 0857-00-0000
鳥取地方法務局 御中	

- ※1 役職名が理事長や代表理事でも登記上は「理事」である。
- ※2 住所は[号]まででよい（建物名までは不要）。
- ※3 議長として代表印を押印しておくことと個人の印鑑証明書が省略できる。
- ※4 互選者として代表印を押印しておくことと個人の印鑑証明書が省略できる。
- ※5 NPOの変更登記には定款のコピーを添付することが必須のようだ。

(2) 辞任に伴う就任

理事長Aが任期途中で辞めて、その代わりにBが新たに理事長に就任する場合などは、次ように記載します。

特定非営利活動法人変更登記申請書	
1. 会社法人等番号	2700-01-00****
フリガナ	マルマル
1. 商号	特定非営利活動法人〇〇
1. 本店	鳥取県鳥取市A町100番地8
1. 登記の事由	理事の変更
1. 登記すべき事項	「役員に関する事項」 「資格」理事 「住所」〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 「氏名」〇〇〇〇(A) 「原因年月日」平成〇年〇月〇日辞任※1 「役員に関する事項」 「資格」理事 「住所」〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 「氏名」〇〇〇〇(B) 「原因年月日」平成〇年〇月〇日就任
1. 添付書類	
社員総会議事録※2	1通
理事の互選書※3	1通
定款※4	1通
辞任届※5	1通
就任承諾書	1通
印鑑証明書※6	1通

上記のとおり登記の申請をします。

- ※1 辞任者Aが一般理事に留まる場合は「代表権喪失」と記載する。
- ※2 議長として代表印を押印しておく個人印鑑証明書が省略できる。
- ※3 互選者として代表印を押印しておく個人印鑑証明書が省略できる。
- ※4 NPOの変更登記には定款のコピーを添付することが必須のようだ。
- ※5 辞任者として代表印を押印しておく個人印鑑証明書が省略できる。
- ※6 新任者Bのもの。

その他、代表印の登録情報を新任者に更新する手続きが必要です。(23頁)

(3) 代表印の情報の変更

前号(2)に続き、理事長の辞任に伴う就任の場合は、代表印の登録情報の変更を行う必要があります。

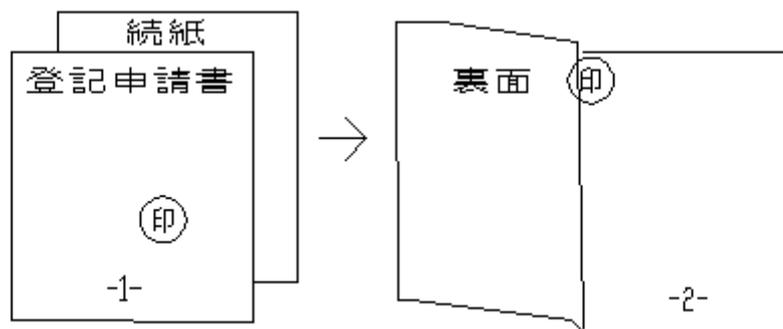
実は、代表印にはNPO設立時に、代表者（理事長）の情報が書き込まれていて、代表印と代表者の情報が合致させることで、取引信用性を高める機能を持っています。ですので、代表印情報が先代のままだと、信用性が確保されないNPOになってしまいます。

ポイントとしては、下図のイメージの①付近の「前任者のカードを引き継ぐ」に☑、②付近の「印鑑証明書は登記申請書のものを援用する」に☑をしておけばよいでしょう。

The diagram shows a form titled '印鑑(改印)届書' (Seal Replacement Application Form). It is divided into sections: '会社の情報' (Company Information) at the top, '代表者の情報' (Representative Information) in the middle, and '住所・氏名' (Address and Name) at the bottom. There are two circular checkboxes: one in the '代表者の情報' section labeled '①' and another in the '住所・氏名' section labeled '②'. Annotations with arrows point to these checkboxes: '代表印' (Representative Seal) points to the top-left area; '印鑑カードを引き継ぐにチェック' (Check to inherit seal card) points to checkbox ①; '印鑑証明書を援用するにチェック' (Check to use seal certificate) points to checkbox ②; and '個人印(実印)' (Personal Seal (Actual Seal)) points to the bottom-right area.

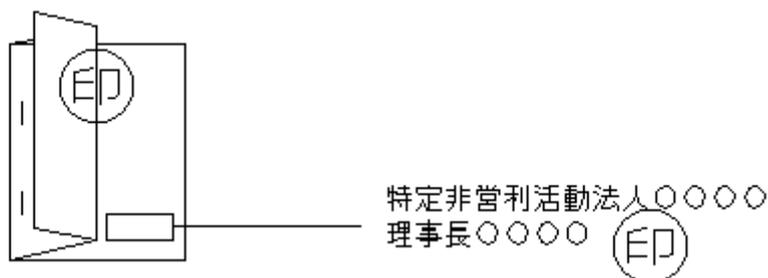
(4) 申請書や添付書類の閉じ方

登記申請書が複数に渡る場合は、同申請書に押印した印鑑（代表印）で各ページの綴り目に契印（割印）します。



- ※ 申請書と添付書類を一緒にホチキスする必要はありません。
- ※ 議事録が2枚に渡った場合も、上図と同様に考えてください。
- ※ 議事録と互選書は別の書類ですので一緒にホチキスする必要はありません。

添付する定款のコピーも、かなりお手数ですが、最終ページ各ページの綴り目に代表印で契印（割印）し、最終ページの附則の下に法人名と代表者の職氏名を記入して、同じく代表印を押印します。議事録も同様です。



また、議事録と互選書には、登記官が軽微な変更を修正するための捨印を余白に押しておくといよいでしょう。

(5) 申請書の郵送先

平成 22 年 10 月から、倉吉と米子の法務局では会社の登記申請ができなくなりました。ですので、鳥取の法務局に郵送することになります。

〒680 - 0011 鳥取市東町 2-302 鳥取地方法務局「登記申請書在中」

- ※ 原本還付（30 頁参照）してもらうには、返信用封筒に切手（140 円）を貼って、同封しておきます。
- ※ 原本還付が不要であれば、「議事録等は複数作成しておりますので還付は不要です」などのメモを同封しておくといよいでしょう。

(6) 登記相談の活用

それでも難しい、あるいは一度見てもらいたいという方は、事前に法務局の登記相談で書類を確認してもらってから申請してもいよいでしょう。申請窓口は鳥取市のみですが、相談は各所で対応してくれるようです。

登記相談予約：鳥取 0857-22-2293／倉吉 0858-22-4108／米子 0859-22-6162

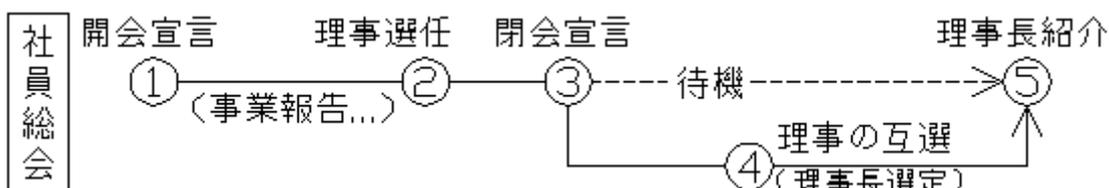
◆窓口申請の備忘録（2020.7.29）

申請書と提出すると、①完了予定日、②受付日、③受付番号、④電話番号（0857-22-2293）が記載された「確認票」を渡される。担当者より「完了予定日の翌日以後に電話して登記ができているか自分で確認してください」とのこと。定款は、押印せずに提出したら案の定この補正をすることとなった。

8. 登記用議事録

定款では役員を選任は社員総会、理事長の選定は理事の互選の専決ですので、任期満了時の改選は、「社員総会議事録」と「理事の互選書」が必要です。

社員総会での理事選任の流れは、下の議事録に目を通して頂けると分かりますが、簡単なフローを示しておきます。



※ 理事長の選定は必ず総会を閉めてから行ってください。

(1) 定期改選（理事長の重任）

理事長が任期満了で、「次もやってよ」と再任する場合は、次のように記載します。重任扱いにしたければ、席上承諾をもらっておいてください。

<p>第**回 通常社員総会議事録</p> <p>1. 日時・場所 令和**年**月**日 (17:15~17:45) 事務局会議室</p> <p>1. 表決権を行使することができる社員の総数 10名</p> <p>1. 出席した当該社員の数 (委任状による出席を含む) 10名</p> <p>1. 議長 理事長○○○○</p> <p>1. 議事録署名人 ○○○○、○○○○</p> <p>以上の出席により、本総会は適法に成立したので、次の議案の審議に入った。</p> <p><u>第1号議案 事業報告及び活動決算の承認の件</u> (省略)</p> <p><u>第2号議案 役員改選に関する件</u> 議長は、当法人の役員が定款の規定により本総会終結時をもって任期満了退任することになるので、新たに役員を選任を行いたい旨を詳細に説明のあと、承認の可否を議場に諮ったところ、満場一致をもって次の者を役員に選任した。 なお、被選任者は、席上にて即時就任を承諾した。</p> <p>理事 ○○○○(再任)、○○○○(再任)、○○○○(再任) 監事 ○○○○(再任)</p> <p>以上をもって本日の議案をすべて終了したので、議長は閉会を宣した。<u>続いて別室にて理事長の選定会議を行った。</u></p> <p><u>報告事項 理事長の選定の件</u> 理事の互選の結果、理事長には○○○○が就任することの報告がなされた。</p> <p>以上の決議を明確にするため、議長並びに議事録署名人次に記名押印する。</p>
--

役員の選任は社員総会の決議事項ですが、その中から理事長を選定するのは理事の互選です。「理事の互選書」は次のような記載で問題ありません。これも席上承諾をもらっておいてください。

理事の互選書

令和**年**月**日午後 5 時 45 分から、当法人主たる事務所会議室において、定款第 14 条第 2 項の規定に基づき理事長を選定するため、理事全員の互選の結果、次のとおり決定した。なお、被選定者は、その就任を承諾した。

理事長に、理事〇〇〇〇（鳥取県鳥取市 B 町 200 番地 3）を選定すること。

以上の決定の結果を明確にするため、本互選書を作成し、理事全員が次に記名押印する。

※ 重任した理事長も、一理事として記名押印しますが、そこへ個人の印鑑ではなく代表印を押すことで、全理事の印鑑証明を省略できます。

※ 個人的には一理事としての押印なので個人の印鑑が妥当ですが、法務局の見方は「代表者が自ら登記された代表印を押しているので“乗っ取り”のおそれはないね。」というロジックらしいです。

★NPOの理事の任期は複雑！

前期の就任日と改選総会の開催日によって、後任理事の任期が違ってくる場合がありますが、一般に想定できるケースでは次のようになるでしょう。

Case.1

前回就任日から 2 年経過日より改選総会が後 ⇒ 総会日が新たな就任日

Case.2

前回就任日から 2 年経過日より改選総会が前 ⇒ 2 年経過日が新たな就任日

- ・ 前回就任：令和 1 年 5 月 27 日 → 任期満了：令和 3 年 5 月 27 日の 23:59
- ・ 前回重任：令和 1 年 5 月 28 日 → 任期満了：令和 3 年 5 月 27 日の 23:59

なお、次のひとつに該当する場合は、総会当日に理事長を決めることができませんので、理事の互選書の日付を変える必要があります。（別途相談ください）

warning !

- 任期満了日より 1 ヶ月以上前に総会を開催している。
- 旧理事と新理事のメンバーに変更がある。

(2) 定期改選（新任者が理事長へ）

役員の一部が任期満了で、別の人新たに就任し理事長になり、現理事長も引き続き一理事に留まる場合は、次のように記載します。議案の記載は中略していますが、前ページと同文です。

第**回 通常社員総会議事録

(省略)

第2号議案 役員改選に関する件

議長は、当法人の役員が定款の規定により本総会終結時をもって任期満了退任することになるので、(中略) 席上にて即時就任を承諾した。

理事 ○○○○(再任)、○○○○(再任)、鳥取市 C 町 300 番地 3○○○○(新任)
監事 ○○○○(再任)

以上をもって本日の議案をすべて終了したので、議長は閉会を宣した。続いて別室にて理事長の選定会議を行った。

報告事項 理事長の選定の件 (P.25 参照)

以上の決議を明確にするため、議長並びに議事録署名人次に記名押印する。

理事の互選書も、前項(1)と変わりありません。

理事の互選書

令和**年**月**日午後 1 時 30 分から、当法人主たる事務所会議室において、定款第 14 条第 2 項の規定に基づき理事長を選定するため、理事全員の互選の結果、次のとおり決定した。なお、被選定者は、その就任を承諾した。

理事長に、理事○○○○（鳥取県鳥取市 C 町 300 番地 3）を選定すること。

以上の決定の結果を明確にするため、本互選書を作成し、理事全員が次に記名押印する。

※ 現理事長も一理事として記名押印しますが、そこへ代表印を押すことで、全理事の印鑑証明を省略できます。

※ 個人的には一理事としての押印ですし、時系列では押印の時点でもう理事長ではないので個人の印鑑が妥当ですが、法務局の見方は「代表者が自ら登記された代表印を押しているので“乗っ取り”のおそれはないね。」というロジックらしいです。

(3) 辞任に伴う就任

役員Aが任期途中で辞めて、その代わりにBが新たに役員に就任する場合は、次ように記載します。

後任者については、株主総会時にはまだ取締役ではないので、出席も議事録への押印も不自然です。ここは就任承諾書を添付する必要があります。

① 新たな理事長を現在の理事の中から選定する場合

この場合、新たに役員に選定する必要はありませんので、総会決議は不要で、理事の互選のみで対応できます。

理事の互選書

令和**年**月**日午後1時30分から、当法人主たる事務所会議室において、定款第14条第2項の規定に基づき理事長を選定するため、理事全員の互選の結果、次のとおり決定した。なお、被選定者は、その就任を承諾した。

理事長に、理事〇〇〇〇（鳥取県鳥取市B町200番地3）を選定すること。

以上の決定の結果を明確にするため、本互選書を作成し、理事全員が次に記名押印する。

※ 前の理事長が理事として留任する場合、一理事として記名押印しますが、そこへ個人の印鑑ではなく代表印を押すことで、全理事の印鑑証明を省略できます。

※ 個人的には一理事としての押印ですし、時系列では押印の時点でもう理事長ではないので個人の印鑑が妥当ですが、法務局の見方は「代表者が自ら登記された代表印を押しているので“乗っ取り”のおそれはないね。」というロジックらしいです。

② 新たな理事長の選定のために新たな理事を選任する場合

この場合、ある程度の「根回し」は必要ですが、まず臨時社員総会で理事就任の承認を受けてから、上記①のように、理事の互選で理事長を選定します。

第**回 臨時社員総会議事録

(省略)

以上の出席により、本総会は適法に成立したので、次の議案の審議に入った。

第 1 号議案 理事 1 名選任の件

議長は、当法人の理事〇〇〇〇が、本総会終結をもって辞任することから、その補欠として下記の者を選任したい旨を詳細に説明のあと、承認の可否を議場に諮ったところ、満場一致をもって次の者を理事に選任した。なお、被選任者は、席上にて即時就任を承諾した。

理事 鳥取市 C 町 300 番地 3 〇〇〇〇

以上をもって本日の議案をすべて終了したので、議長は閉会を宣した。続いて別室にて理事長の選定会議を行った。

報告事項 理事長の選定の件 (P.25 参照)

上記議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、本議事録を作成する。

その後は、すべてのケースで共通の互選書を作成する。

理事の互選書

令和**年**月**日午後 1 時 30 分から、当法人主たる事務所会議室において、定款第 14 条第 2 項の規定に基づき理事長を選定するため、理事全員の互選の結果、次のとおり決定した。なお、被選定者は、その就任を承諾した。

理事長に、理事〇〇〇〇 (鳥取県鳥取市 B 町 200 番地 3) を選定すること。

以上の決定の結果を明確にするため、本互選書を作成し、理事全員が次に記名押印する。

9. 原本還付

登記申請書に提出する議事録や就任承諾書や辞任書、印鑑証明書は、会社で保存する必要があるものと考えられます。ですので、[原本還付]の手続きが必要です。

具体的には、それぞれの書類を、原本とコピーの両方を提出し、コピーには下記のように余白に[原本還付]である旨を記載して提出することで、登記完了後には原本が手元に戻ってきます。

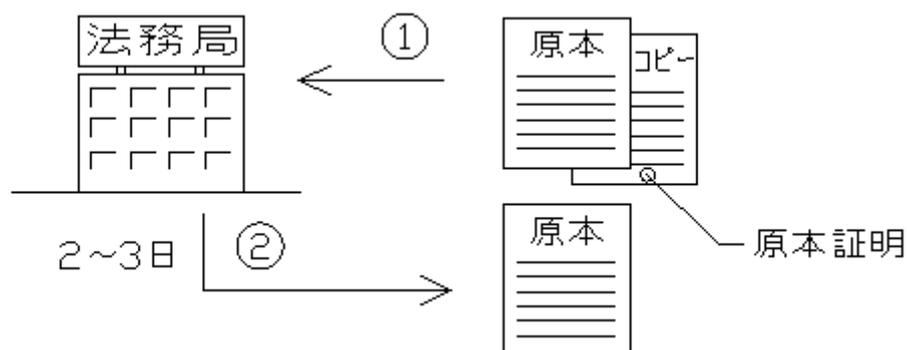
原本還付

これは原本に相違ない。

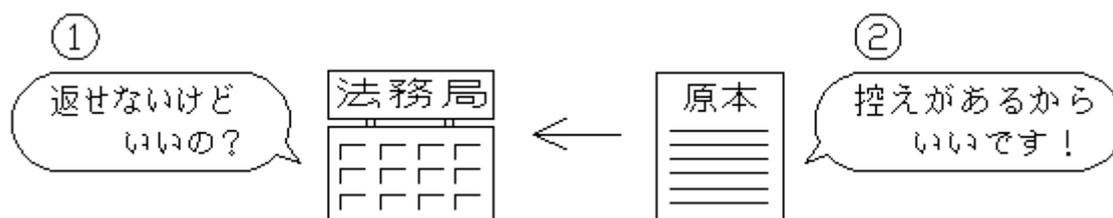
特定非営利活動法人〇〇

理事長 〇〇〇〇 (印)

また、原本還付してもらうには、返信用封筒に切手（120 円か 140 円）を貼って、同封しておきます。



控えなど複数枚あるとか、登記用と割り切っているので 別に本物の(?) 議事録がある場合は、別に返ってこなくてもよいので、原本のみ提出します。法務局から「お返しできませんがOKですか?」と聞かれることもあります。



10. 担当局への届出

ここからは、担当局への役員変更届について解説します。まず、添付書類として、就任承諾書と誓約書の添付が必須です。就任承諾書は前項（）で作成したもので構いません。

就任承諾書

私は、令和 年 月 日開催の貴法人社員総会において、貴法人の理事（監事）に選任されたので、その就任を承諾します。

令和 年 月 日

（住所）

（氏名）

㊤

特定非営利活動法人〇〇 御中

誓約書については、担当局には理事の欠格要件（犯罪歴など）に該当しない旨の誓約書を添付します。記載の要件は次のもので充分です。

誓約書

私は、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓います。

※法第20条の規定

次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- ① 成年被後見人又は被補佐人
- ② 破産者で復権を得ないもの
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- ④ 以下の理由で、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ・特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・刑法第204条〔傷害〕、第206条〔傷害及び傷害致死の現場助勢〕、第208条〔暴行〕、第208条の2〔凶器準備集合及び結集〕、第222条〔脅迫〕若しくは第247条〔背任〕の罪を犯した場合
 - ・暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯した場合
- ⑤ 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者
- ⑥ 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者

※法第21条の規定

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。（理事・監事が6人以上の場合に限り、それぞれの役員について、配偶者若しくは三親等以内の親族を1人だけ役員に含めることができる。）

令和 年 月 日

（住所）

（氏名）

㊤

特定非営利活動法人〇〇 御中

① 記載について

さて、変更届ですが、変更があった役員のみを記載するので、全員が再任した場合は登記と違って「変更なし」という扱いになるので、届け出の必要はありません。

また、「役名」は法律どおりの理事と監事のみで区分だけ要求されているので、理事長や副理事長などと記載する必要はありません。あってもよいです。下は理事と監事が一名ずつ交代したので、就任と任期満了をそれぞれ記載します。

様式第3号（第5条関係）

特定非営利活動法人役員変更等届出書

鳥取県元気づくり総本部東部振興監 谷口 透 様

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法（第62条において準用する同法第52条第1項の規定により読み替えて適用する同法）第23条第1項の規定により、届け出ます。

令和 年 月 日

郵便番号 680-****

住所 鳥取県鳥取市A町100番地7

名称 特定非営利活動法人〇〇

代表者氏名 理事長 〇〇〇〇 ㊤

電話番号 0857-**-****

- 記 -

変更年月日/変更事項	役名	フリガナ 氏名	住所
令和1年5月20日 新任	理事	マルマル マルマル 〇〇 〇〇	鳥取市A町100番地5
令和1年5月20日 新任	監事	マルマル マルマル 〇〇 〇〇	鳥取市B町101番地6
令和1年5月20日 任期満了	理事	マルマル マルマル 〇〇 〇〇	鳥取市C町102番地7
令和1年5月20日 任期満了	監事	マルマル マルマル 〇〇 〇〇	鳥取市D町103番地8

添付書類

① 住民票の写し、② 就任承諾書、③ 誓約書、④ 変更後の役員名簿

② 提出先

鳥取県における提出先は以下のとおりとなっており、宛名を毎回確認する必要があるようです。

- ・ 東部 → 鳥取県東部地域振興事務所長 谷口 透
- ・ 中部 → 鳥取県中部総合事務所長 吉川 寿明
- ・ 西部 → 鳥取県西部総合事務所長 藤井 秀樹

③ 添付書類

添付書類として、先ほどの就任承諾書、誓約書に加えて、住民票の写しと役員名簿です。

役員名簿は、下のようなものでかまいません。注意して頂きたいのが、この役員名簿は、毎事業年度終了後に提出する「事業報告書」に添付する役員名簿とは記載内容が異なることを覚えておいてください。

役員名簿			
特定非営利活動法人〇〇			
役名	氏名	住所	報酬の有無
理事	〇〇 〇〇	鳥取市 A 町 100 番地 5	無
理事	〇〇 〇〇	鳥取市 M 町 500 番地 8	無
理事	〇〇 〇〇	鳥取市 T 町 450 番地 8	無
監事	〇〇 〇〇	鳥取市 B 町 101 番地 6	無

おわりに

このマニュアルでは、NPOの役員変更手続きに特化して、解説してきましたが、その他の手続きをまとめた別冊も好評配信中です。読んでみたいマニュアルがあれば、遠慮なくダウンロードしてください。

- ① NPOの役員変更マニュアル
- ② NPOの議事録作成マニュアル
- ③ NPOの事業報告書マニュアル

【 改訂履歴 】

令和1年11月11日制定

令和4年06月08日改定 (P. 26#23to24)